

(案)

「(仮称) 札幌市犯罪被害者等支援条例の制定について」

に関する

答 申

令和6年(2024年)●月

札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会

はじめに

安全で安心して暮らせる社会を実現することは、市民共通の願いです。

しかしながら、近年、様々な犯罪が後を絶たず、誰もが犯罪に巻き込まれ、犯罪被害者等となる可能性があります。ひとたび犯罪被害に遭うと、犯罪被害者等はいくつの困難を抱えることとなり、被害の形態、犯罪被害者等の属性、犯罪被害者等が直面している状況等も多岐にわたるため、犯罪被害者等の個々の事情に一層配慮した支援が求められます。

犯罪被害者等支援の歩みとして、平成16年(2004年)12月に犯罪被害者等基本法が制定され、地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、実施する責務を有することとされました。

さらに、犯罪被害者等基本法に基づき、平成17年(2005年)12月に「犯罪被害者等基本計画」が策定され、その後、同計画は改訂が重ねられ、「第3次犯罪被害者等基本計画」から、地方公共団体における犯罪被害者等に関する条例の制定を促進する内容が盛り込まれました。これを契機に、都道府県及び市町村では、犯罪被害者等に特化した条例を制定する動きが広がってきました。

犯罪被害者等が安全で安心して暮らすためには、犯罪被害者やその家族一人一人に寄り添ったきめ細かな充実した支援や取組が必要ですが、これらを実効的に行うためには、犯罪被害者等に対する市民等や事業者の理解・関心を深め、犯罪被害者等を社会全体で支えていく気運を一層醸成する必要があります。

このような状況の中、札幌市から、「(仮称)札幌市犯罪被害者等支援条例の制定について」について検討を行うため、私たち18人の委員(臨時委員を含む。)で構成する「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会」に対し、令和6年3月22日に諮問が行われました。

札幌市から受けた諮問は、条例の制定にあたり、条例の基本理念や、札幌市、市民等及び事業者の責務等、内容は広範囲に及ぶものでしたが、審議の過程においては、条例に規定すべき内容について、各委員の知見に基づいた積極的な議論が交わされ、その結果、大変意義深い答申となったと自負しています。

この答申の趣旨が新たな条例に反映され、札幌市において、条例の施行により、犯罪被害者等の権利の保護が図られ、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを切に望みます。

令和6年(2024年)●月●日

札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会

会長 神元 隆賢

1 諮問から答申までの審議経過

	主な内容
令和5年度 第2回審議会 令和6年3月22日(金)	札幌市長からの諮問 「(仮称)札幌市犯罪被害者等支援条例の制定について」 札幌市長からの諮問理由 平成16年に制定された犯罪被害者等基本法では、地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等の支援等に関する施策を策定し、実施する責務を有することとされました。 札幌市では、札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例に基づき、犯罪被害者等への支援を推進してきましたが、近年、犯罪被害者等支援に特化した条例(以下「特化条例」という。)の制定を求める機運の高まりから、特化条例を制定する都道府県や市町村が増加しており、札幌市においても特化条例の制定に向けた検討に着手したところ です。 特化条例の制定にあたっては、市民や事業者の責務として、二次被害の防止等のための努力義務を課すことなどを考慮し、十分に検討を行う必要があると考えております。 つきましては、(仮称)札幌市犯罪被害者等支援条例の制定について御意見をいただきたく、諮問いたします。
令和6年度 第1回審議会 令和6年6月7日(金)	「(仮称)札幌市犯罪被害者等支援条例」についての審議
令和6年度 第2回審議会 令和6年7月10日(水)	「(仮称)札幌市犯罪被害者等支援条例」についての審議
令和6年度 第3回審議会 令和6年9月9日(月)	答申(案)についての審議
答申手交式 令和6年●月●日(●)	札幌市長への答申書手交

2 委員名簿

(会長)	神元 隆賢	北海学園大学法学部 教授
(副会長)	山崎 正史	(公財)北海道防犯協会連合会 専務理事
	相内 雄介	公募
	荒木 孝則	札幌協力雇用主連合会 事務局長
	枝元 優子	札幌市更生保護女性連合会 会長
	木村 里美	NPO 法人北海道 CAP をすすめる会 代表理事
	栗生 賢一	厚別南町内会連合会
	桑原 節子	NPO 法人女のスペース・おん 理事
	小林 順吾	更生保護法人札幌更生保護協会 事務局長
	佐々木 紀子	NPO 法人ゆいネット北海道 センター長代行・理事
	松浦 栄子	(公社)北海道家庭生活総合カウンセリングセンター総括事務担当者
	皆川 智司	公募
	山本 康次	札幌市保護司会連絡協議会 会長
	渡辺 裕子	(公社)札幌消費者協会 会長

(会長及び副会長以外は五十音順、敬称略)

(臨時委員)

大鹿 祐太郎	札幌弁護士会 犯罪被害者支援委員会
鎌田 崇亨	北海道警察本部 警務部警務課 犯罪被害者支援室長
鈴木 憲治	札幌国際大学人文学部 教授
前田 敏章	北海道交通事故被害者の会 代表

(五十音順・敬称略)

3 条例案の想定項目

これまでの審議会での議論・検討を踏まえ、当審議会としては、条例に以下の項目を盛り込むことを提案します。

1 条例の目的

犯罪被害者等基本法第3条に規定する基本理念にのっとり、本市における犯罪被害者等の支援に関し、「基本理念を定めること」、「市、市民等及び事業者の責務を明らかにすること」、「基本的施策等を定めること」、これらにより、「犯罪被害者等の個人としての尊厳の保持及び権利の保護を図るとともに、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与すること」を目的とします。

2 用語の定義

条例において用いる用語を以下のとおり定義します。

犯罪等	犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為
犯罪被害者	犯罪等により害を被った者
犯罪被害者等	犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族
市民等	市内に住所を有し、勤務し、若しくは在学する者又は市内で活動を行う団体
事業者	市内で事業活動を行う者
民間支援団体	犯罪被害者等の支援を行う民間の団体
関係機関等	国、北海道その他本市以外の地方公共団体、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するもの
二次被害	犯罪被害者等が、周囲の者の配慮に欠ける言動、インターネット等を通じて行われる誹謗中傷、報道機関(報道を業として行う個人を含む。)による過度の取材及び報道等により受ける精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害、経済的損失その他の被害
再被害	① 犯罪被害者が、加害者の別の犯罪等によって受ける害及び当該犯罪被害者の家族又は遺族(②で「犯罪被害者家族等」という。)に対する当該加害者による別の犯罪等によって受ける精神的な苦痛、心身の不調、経済的損失その他の被害 ② 犯罪被害者家族等が、当該犯罪被害者に係る加害者の別の犯罪等によって受ける害及び当該犯罪被害者に対する当該加害者による別の犯罪等によって受ける精神的な苦痛、心身の不調、経済的損失その他の被害

3 基本理念

次に掲げる①～④を条例における基本理念とします。

- ① 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられるよう、配慮して行われなければならないこと
- ② 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、途切れることなく行われなければならないこと
- ③ 犯罪被害者等の支援は、二次被害及び再被害の発生の防止に留意して行われなければならないこと
- ④ 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、市、市民等、事業者及び関係機関等が相互に連携し、及び協力して推進するものとする

4 責務

(1) 市の責務

- 市は、本条例の基本理念にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援のための具体的な施策を策定し、実施しなければならないものとします。
- 市は、犯罪被害者等の支援のための具体的な施策の実施に当たっては、関係機関等と連携し、及び協力してこれを行わなければならないものとします。

(2) 市民等の責務

- 市民等は、本条例の基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう十分に配慮するよう努めなければならないものとします。
- 市民等は、市が実施する犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めなければならないものとします。

(3) 事業者の責務

- 事業者は、本条例の基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう十分に配慮するよう努めなければならないものとします。
- 事業者は、市が実施する犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めなければならないものとします。
- 事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるよう、その就労及び勤務について十分に配慮するよう努めなければならないものとします。

5 犯罪被害者等の支援に関する計画

- 市は、犯罪被害者等支援施策を計画的に推進するための計画を策定するものとします。
- 市長は、当該計画を策定するに当たっては、札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例に規定する札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会の意見を聴かなければならないものとします。

6 相談及び情報の提供等

- 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪等によって直面している各般の問題について相談に応じ、適宜関係機関等との連絡調整及び関係部局間の連携を図った上で、必要な情報の提供及び助言を行うものとします。
- 市は、この相談に応じて必要な情報の提供及び助言を総合的に行うための窓口を設置することを定めます。

7 経済的負担の軽減

市は、犯罪被害者等が犯罪等によって受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し、給付金の支給その他の必要な支援を行うものとします。

8 民間支援団体への支援

市は、本条例の基本理念にのっとり行われる活動の促進を図るため、民間支援団体に対し、市が実施する犯罪被害者等の支援のための具体的な施策に係る情報の提供その他必要な支援を行うものとします。

9 広報及び啓発等

- 市は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性、二次被害及び再被害の発生の防止の重要性等について市民等及び事業者の理解を深めるための広報及び啓発を行うものとします。
- 市は、犯罪被害者等の支援に係る人材の養成及び資質の向上等必要な施策を講ずるものとします。

10 意見等の反映

市は、犯罪被害者等の支援に当たっては、犯罪被害者等、有識者その他市民等からの意見、要望等を把握し、犯罪被害者等の支援のための具体的な施策に反映させるよう努めるものとします。

11 委任

この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定めることとします。

